

下水道排除基準

	項目	排除基準	特定事業場				その他事業場			
			平均排除量 (m ³ /日)				平均排除量 (m ³ /日)			
			50	30	10	0	50	30	10	0
有害物質	カドミウム及びその化合物	0.03以下	50				50			
	シアン化合物	1以下								
	有機燐化合物	1以下								
	鉛及びその化合物	0.1以下								
	六価クロム化合物	0.5以下								
	砒素及びその化合物	0.1以下								
	水銀及びアルキル水銀類の水銀化合物	0.005以下								
	アルキル水銀化合物	検出されないこと								
	ポリ塩化ビフェニル	0.003以下								
	トリクロロエチレン	0.1以下								
	テトラクロロエチレン	0.1以下								
	ジクロロメタン	0.2以下								
	四塩化炭素	0.02以下								
	1・2-ジクロロエタン	0.04以下								
	1・1-ジクロロエチレン	1以下								
	シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4以下								
	1・1・1-トリクロロエタン	3以下								
	1・1・2-トリクロロエタン	0.06以下								
	1・3-ジクロロプロペン	0.02以下								
	チウラム	0.06以下								
	シマジン	0.03以下								
	チオベンカルブ	0.2以下								
	ベンゼン	0.1以下								
	セレン及びその化合物	0.1以下								
ほう素及びその化合物	10以下									
ふっ素及びその化合物	8以下									
1・4-ジオキサン	0.5以下									
ダイオキシン類	10以下									
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	380未満	10								
生活環境項目	フェノール類	5以下	50				50			
	銅及びその化合物	3以下								
	亜鉛及びその化合物	2以下								
	鉄及びその化合物 (溶解性)	10以下								
	マンガン及びその化合物 (溶解性)	10以下								
	クロム及びその化合物	2以下								
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	600以下								
	浮遊物質 (SS)	600以下								
	水素イオン濃度 (PH)	5以上9以下								
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (不揮発性鉱油類)	5以下								
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (不揮発性動植物油脂類)	30以下	30	適用除外	30	適用除外					
窒素含有量	240以下									
燐含有量	32以下									
施設損傷項目	温度	45以下		適用除外		適用除外				
	沃素消費量	220以下	適用除外	適用除外						

備考

- 1 単位は、温度 (°C)、PHを除き、mg/Lです。ただし、ダイオキシン類については、pg/Lです。
- 2 緑色部分：直罰対象に係る基準 オレンジ部分：除外施設設置に係る基準
- 3 フェノール類からクロム及びその化合物に係る直罰対象に係る基準は、1日の平均的な排水量が10m³以上の特定事業場に適用されます。また、その他の生活環境項目は、1日の平均的な排水量が50m³以上の特定事業場に適用されます。
- 4 除外施設設置に係る基準は、項目により1日の平均的な排水量が50m³または、30m³以上の事業場に適用されます。